

建築物等の解体・改修を行う皆様へ

令和4年4月1日から大気汚染防止法に基づく

# 石綿事前調査結果の報告が必要です！

## 事前調査に関する制度の概要

- 元請業者は、建築物・工作物の解体・改修工事を行う際には、工事の規模、請負金額にかかわらず、事前に法令に基づく石綿(アスベスト)の使用の有無の調査(事前調査)を行い、発注者に説明しなければなりません。
- 元請業者は、一定規模以上の工事(対象工事は下記)の場合は、工事の着工前までに、石綿の使用の有無に関わらず名古屋市及び労働基準監督署に対して、事前調査結果を報告しなければなりません。
- 事前調査は、必要な知識を有する者として環境大臣が定める者に行わせる必要があります(裏面参照)

## 事前調査結果報告の対象

- 建築物の解体……作業対象となる床面積の合計が80平方メートル以上
- 建築物の改修(リフォーム等)……請負代金の合計が税込100万円以上
- 工作物の解体・改修(リフォーム等)……請負代金の合計が税込100万円以上(下記報告対象の工作物)
  - ※ 解体、改造、又は補修の工事を同一の者が二以上の契約に分割して請け負う場合においては、これを一の契約で請け負ったものとみなします。
  - ※ 請負代金の合計額は、材料費も含めた作業全体の請負代金の額をいい、事前調査の費用は含みませんが、消費税を含みます。また、請負契約が発生していない場合でも、請負人に施工させた場合の適正な請負代金相当額で判断します。
  - ※ 対象となる工作物は、反応槽、加熱炉、ボイラー及び圧力容器、配管設備(建築物に設ける給水設備、排水設備、換気設備、暖房設備、冷房設備、排煙設備等の建築設備を除く)、焼却設備、煙突(建築物に設ける排煙設備等の建築設備を除く)、貯蔵設備(穀物を貯蔵するための設備を除く)、発電設備(太陽光発電設備及び風力発電設備を除く)、変電設備、配電設備、送電設備(ケーブルを含む)、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板、観光用エレベーターの昇降路の囲い(建築物であるものを除く。)です。(令和2年10月7日環境省告示第77号、令和5年6月23日一部改正)

## 事前調査結果報告の方法

原則電子申請

スマートフォン  
でも申請可

- 電子申請を行う場合は、まずは「gBizID」のアカウント(プライム又はエントリー)の取得が必要となります。

gBizID <https://gbiz-id.go.jp>



- gBizIDのアカウント取得が終わったら、そのアカウントを使い、「石綿事前調査結果報告システム」にて報告してください。

石綿事前調査結果報告システム  
<https://www.ishiwata-houkoku.mhlw.go.jp>



- システムによる報告が困難な場合は、書面申請となります。様式第3の4「事前調査結果報告書」を名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードし、記載の上、所管の窓口まで2部提出してください。又、石綿障害予防規則に基づき、所管の労働基準監督署への報告も必要です。

## 特定建設作業実施届出書をご提出される皆様へ

- 特定建設作業実施届出書を提出する場合は、できる限りその提出前に石綿事前調査結果の電子申請をお願いいたします。

## 罰則

- 未報告又は虚偽の報告 30万円以下の罰金(大気汚染防止法第35条第4項)

# 事前調査を行うのに必要な知識を有する者

- ①一般建築物石綿含有建材調査者
- ②特定建築物石綿含有建材調査者
- ③一戸建て等石綿含有建材調査者(一戸建て住宅や共同住宅の住戸の内部のみ)
- ④工作物石綿事前調査者
- ⑤令和5年9月までに(一社)日本アスベスト調査診断協会に登録され、事前調査時点においても同協会に引き続き登録されている者

※資格を取得したい場合は、登録機関が開催する講習会を受講して下さい。

(詳細は「石綿ポータルサイト」をご覧ください)



石綿ポータルサイトはこちら

<https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/>

※資格によって調査可能な対象が異なります。適切な調査者等による調査を実施してください。

対象		必要な資格等
建築物	建築物の解体等の作業(一戸建て住宅等を除く)	①、②、⑤
	一戸建て住宅、共同住宅の住戸の内部の解体等の作業	①、②、③、⑤
工作物 (令和8年1月1日より適用)	特定工作物(下記の1~5、7~11)の解体等の作業	④
	・特定工作物(下記の6、12~17)の解体等の作業 ・特定工作物以外の工作物で、塗料等の石綿が使用されているおそれがある材料の除去等の作業	①、②、④、⑤

※特定工作物:特定建築材料が使用されているおそれが大きいものとして環境大臣が定める工作物。

1:反応槽 2:加熱炉 3:ボイラー及び圧力容器 4:配管設備 5:焼却設備 6:煙突 7:貯蔵設備  
8:発電設備 9:変電設備 10:配電設備 11:送電設備 12:トンネルの天井板 13:プラットホームの上家  
14:遮音壁 15:軽量盛土保護パネル 16:鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板  
17:観光用エレベーターの昇降路の囲い

## 名古屋市のウェブサイト

石綿の事前調査について  
概要、様式はこちら



<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/1026075/1026119/1026125/1026127.html>

特定建設作業実施届出書について  
概要、様式はこちら



<https://www.city.nagoya.jp/jigyou/gomi/1026239/1026263/1034655.html>

## 問合せ

大気汚染防止法に関する問い合わせはこちら

部署名	問い合わせ先
環境局大気環境対策課	052-972-2674
西区公害対策課(西区役所5階) (担当区:東・北・西・中村・中)	052-523-4613
港区公害対策課(港保健センター3階) (担当区:熱田・中川・港)	052-651-6493
南区公害対策課(南区役所2階) (担当区:瑞穂・南・緑・天白)	052-823-9422
名東区公害対策課(名東区役所1階) (担当区:千種・昭和・守山・名東)	052-778-3108

石綿障害予防規則に関する問い合わせはこちら

部署名	問い合わせ先
愛知労働局労働基準部健康課	052-972-0256
名古屋東労働基準監督署安全衛生課 (担当区:千種・昭和・瑞穂・熱田・緑・名東・天白)	052-800-0793
名古屋西労働基準監督署安全衛生課 (担当区:西・中村)	052-855-2572
名古屋南労働基準監督署安全衛生課 (担当区:中川・港・南)	052-651-9208
名古屋北労働基準監督署安全衛生課 (担当区:東・北・中・守山)	052-961-8654